

令和5年度市町村地方公営企業決算の概要について

1 事業数

- ・ 事業数は、令和5年度末現在 182 事業で、前年度末から2事業減少している。(工業用水道事業の終了により1事業減少、下水道事業の法適化により法適用企業が9事業増加(法非適用事業は同数減少)、宅地造成事業の終了により1事業減少。)
- ・ 事業別にみると、下水道事業(法適用+法非適用)が103事業と最も多く、次いで水道事業(含簡易水道)43事業、工業用水道事業及び宅地造成事業8事業の順となっている。
- ・ なお、地方公営企業を運営している団体数は、43市町村、7一部事務組合、1地方独立行政法人となっている。

<事業別一覧>

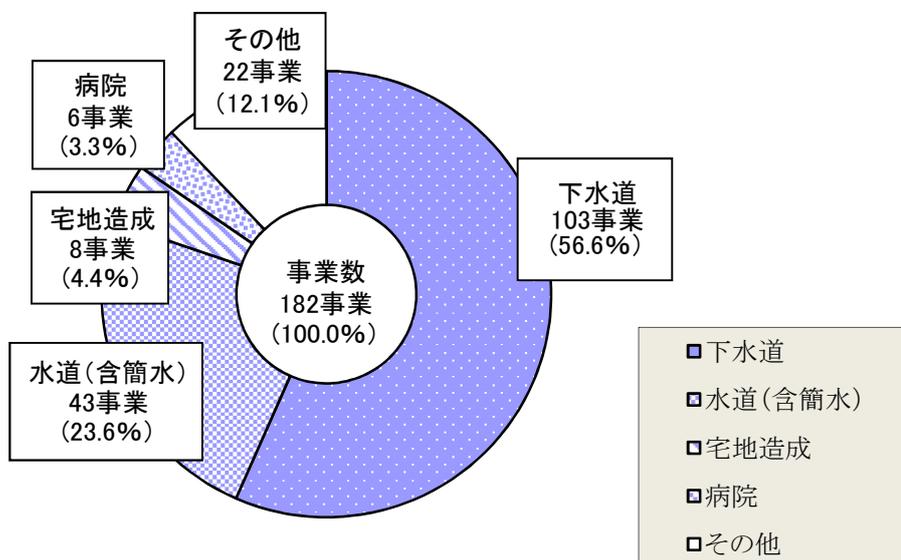
(単位:事業)

事業名	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	対前年度増減数 (B)-(A)
法適用企業	水道	43	43	43	43	43	0
	工業用水道	9	9	9	9	8	△1
	電気	1	1	1	1	1	0
	病院	7	7	6	6	6	0
	下水道	23	73	74	77	86	9
	小計	83	133	133	136	144	8
法非適用企業	下水道	80	30	29	26	17	△9
	市場	5	5	5	5	5	0
	観光施設	1	1	1	1	1	0
	宅地造成	12	12	11	9	8	△1
	駐車場	4	4	4	4	4	0
	介護サービス	3	3	3	3	3	0
	小計	105	55	53	48	38	△10
合計	188	188	186	184	182	△2	

(注) 1 地方公営企業決算の対象事業数は想定企業会計及び建設中の事業を含むため、地方公営企業設置状況の事業数とは異なる場合がある。(想定企業会計とは、従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等において、これに係る一切の収支は一般会計等から分別し、当該事業に係る公営企業会計が設けられているものと想定した事業会計。)

2 介護サービス事業とは、保険運営に係る介護保険事業会計ではなく、市町村が運営する介護サービス事業のうち指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び指定訪問看護ステーションに係るものである。

<事業別構成比>



2 決算規模

- ・ 決算規模は、2,111 億円で、前年度に比べ 44 億円（2.0%）減少している。
- ・ 法適用企業は前年度に比べ 32 億円（1.6%）増加し、法非適用企業は前年度に比べ 76 億円（39.3%）減少している。
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 1,025 億円と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）872 億円、病院事業 126 億円の順となっている。

<事業別一覧>

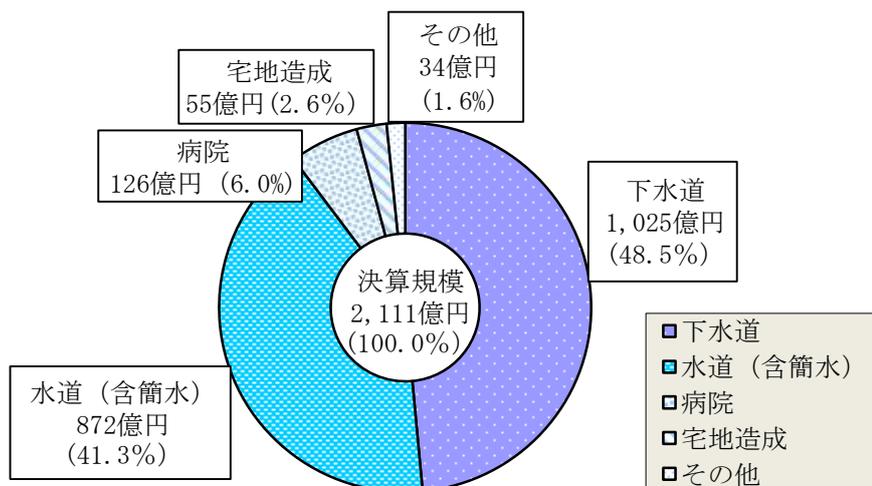
(単位:百万円、%)

事業名	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	対前年度増減額 (C)=(B)-(A)	対前年度増減率 (C)/(A)×100
法適用企業	水道	81,369	85,821	87,048	87,528	87,221	△ 307	△ 0.4
	工業用水道	683	653	661	666	691	25	3.8
	電気	69	69	70	69	64	△ 5	△ 7.2
	病院	10,757	12,003	12,130	12,440	12,583	143	1.1
	下水道	38,687	93,596	96,047	95,406	98,778	3,372	3.5
	小計	131,565	192,142	195,956	196,109	199,337	3,228	1.6
法非適用企業	下水道	62,473	9,551	8,548	7,176	3,709	△ 3,467	△ 48.3
	市場	655	1,161	1,063	902	1,080	178	19.7
	観光施設	114	60	83	95	83	△ 12	△ 12.6
	宅地造成	9,842	5,418	4,852	6,723	5,472	△ 1,251	△ 18.6
	駐車場	321	279	802	940	295	△ 645	△ 68.6
	介護サービス	873	964	1,413	3,569	1,142	△ 2,427	△ 68.0
	小計	74,278	17,433	16,761	19,405	11,781	△ 7,624	△ 39.3
合計	205,843	209,575	212,717	215,514	211,118	△ 4,396	△ 2.0	

(注) 決算規模の算出は次のとおりとした。

- ・ 法適用企業:総費用(税込み)－減価償却費＋資本的支出
- ・ 法非適用企業:総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金

<事業別構成比>



3 経営状況

(1) 経営状況

- ・ 黒字事業は165事業、赤字事業は15事業となっている。黒字事業は全体の91.7%を占めており、その割合は前年度に比べ1.7ポイント減少している。
- ・ 一般会計等からの基準外繰入金（※）を差し引いた実質ベースでみると、100事業（55.6%）が赤字となっている。

（※）基準外繰入金：地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準（総務省が示す繰出基準）に基づかない繰入金のこと。（例：収支不足の補てん等）

<事業別一覧> ※想定企業会計及び建設中の事業を除く。

（単位：事業）

事業名	年度	令和5年度(A)			令和4年度(B)			対前年度増減数(A)-(B)		
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計
法適用企業	水道	36	7	43	40	3	43	△4	4	0
		(31)	(12)		(32)	(11)		(△1)	(1)	
	工業用水道	8	0	8	6	2	8	2	△2	0
		(5)	(3)		(4)	(4)		(1)	(△1)	
	電気	1	0	1	1	0	1	0	0	0
		(1)	(0)		(1)	(0)		(0)	(0)	
	病院	1	4	5	3	2	5	△2	2	0
(1)		(4)		(3)	(2)		(△2)	(2)		
下水道	82	4	86	72	5	77	10	△1	9	
	(25)	(61)		(30)	(47)		(△5)	(14)		
小計	128	15	143	122	12	134	6	3	9	
	(63)	(80)		(70)	(64)		(△7)	(16)		
法非適用企業	下水道	17	0	17	26	0	26	△9	0	△9
		(5)	(12)		(7)	(19)		(△2)	(△7)	
	市場	5	0	5	5	0	5	0	0	0
		(3)	(2)		(3)	(2)		(0)	(0)	
	観光施設	1	0	1	1	0	1	0	0	0
		(1)	(0)		(1)	(0)		(0)	(0)	
	宅地造成	8	0	8	9	0	9	△1	0	△1
(4)		(4)		(5)	(4)		(△1)	(0)		
駐車場	3	0	3	3	0	3	0	0	0	
	(3)	(0)		(3)	(0)		(0)	(0)		
介護サービス	3	0	3	3	0	3	0	0	0	
	(1)	(2)		(1)	(2)		(0)	(0)		
小計	37	0	37	47	0	47	△10	0	△10	
	(17)	(20)		(20)	(27)		(△3)	(△7)		
合計	165	15	180	169	12	181	△4	3	△1	
	(80)	(100)		(90)	(91)		(△10)	(9)		
全体に占める割合	91.7%	8.3%	-	93.4%	6.6%	-	-	-	-	
	(44.4%)	(55.6%)		(49.7%)	(50.3%)					

(注)1 黒字・赤字の判断は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。

2 ()は、法適用企業にあつては収益的収入への一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた場合、法非適用企業にあつては収益的収入及び資本的収入への一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた場合の収支の状況である。

3 想定企業会計及び建設中の事業は除くため、事業数とは一致しない場合がある。

(2) 総収支額

- ・ 総収支額は、140億円の黒字で、前年度に比べ2億円(1.1%)減少している。
- ・ 一般会計等からの繰入金464億円のうち基準外繰入金が194億円となっており、総収支額から基準外繰入金を差し引くと、工業用水道事業(法適用)、病院事業(法適用)、下水道事業(法適用及び法非適用)、宅地造成事業(法非適用)、介護サービス事業(法非適用)が赤字になっている。

<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

事業名	年度	令和5年度(A)		令和4年度(B)	対前年度増減額 (C)=(A)-(B)	対前年度増減率 (C)/(B)×100
		総収支額 ()は基準外繰入金を除いた額	繰入金 ()は基準外繰入金(内数)	総収支額 ()は基準外繰入金を除いた額		
法適用企業	水道	6,779	3,098	5,812	967	16.6
		(5,105)	(1,674)	(3,290)	(1,815)	(55.2)
	工業用水道	69	149	13	56	430.8
		(△ 78)	(147)	(△ 119)	(41)	(△ 34.5)
	電気	66	0	61	5	8.2
		(66)	(0)	(61)	(5)	8.2
	病院	△ 946	1,924	1,257	△ 2,203	△ 175.3
		(△ 1,456)	(510)	(649)	(△ 2,105)	(△ 324.3)
下水道	6,653	35,943	5,658	995	17.6	
	(△ 6,881)	(13,534)	(△ 6,903)	(22)	(△ 0.3)	
小計	12,621	41,114	12,801	△ 180	△ 1.4	
	(△ 3,244)	(15,865)	(△ 3,022)	(△ 222)	(7.3)	
法非適用企業	下水道	401	2,431	281	120	42.7
		(△ 345)	(746)	(△ 716)	(371)	(△ 51.8)
	市場	599	96	717	△ 118	△ 16.5
		(543)	(56)	(679)	(△ 136)	(△ 20.0)
	観光施設	9	0	4	5	125.0
		(9)	(0)	(4)	(5)	(125.0)
	宅地造成	392	2,392	321	71	22.1
		(△ 2,000)	(2,392)	(△ 2,099)	(99)	(△ 4.7)
駐車場	0	10	48	△ 48	△ 100.0	
	(0)	(0)	(48)	(△ 48)	(△ 100.0)	
介護サービス	0	390	2	△ 2	△ 100.0	
	(△ 390)	(390)	(△ 314)	(△ 76)	(24.2)	
小計	1,401	5,319	1,373	28	2.0	
	(△ 2,183)	(3,584)	(△ 2,398)	(215)	(△ 9.0)	
合計	14,022	46,433	14,174	△ 152	△ 1.1	
	(△ 5,427)	(19,449)	(△ 5,420)	(△ 7)	(0.1)	

(注)1 総収支額は、法適用企業は純損益、法非適用企業は実質収支による。

2 繰入金は、法適用企業は収益的収入への一般会計等からの繰入金、法非適用企業は収益的収入及び資本的収入への一般会計等からの繰入金である。

4 建設投資額

- ・ 建設投資額は、644 億円で、前年度に比べ 12 億円（1.8%）減少している。
- ・ 事業別にみると、水道事業（含簡易水道）が 310 億円と最も多く、次いで下水道事業（法適用＋法非適用）282 億円、宅地造成事業 20 億円の順となっている。

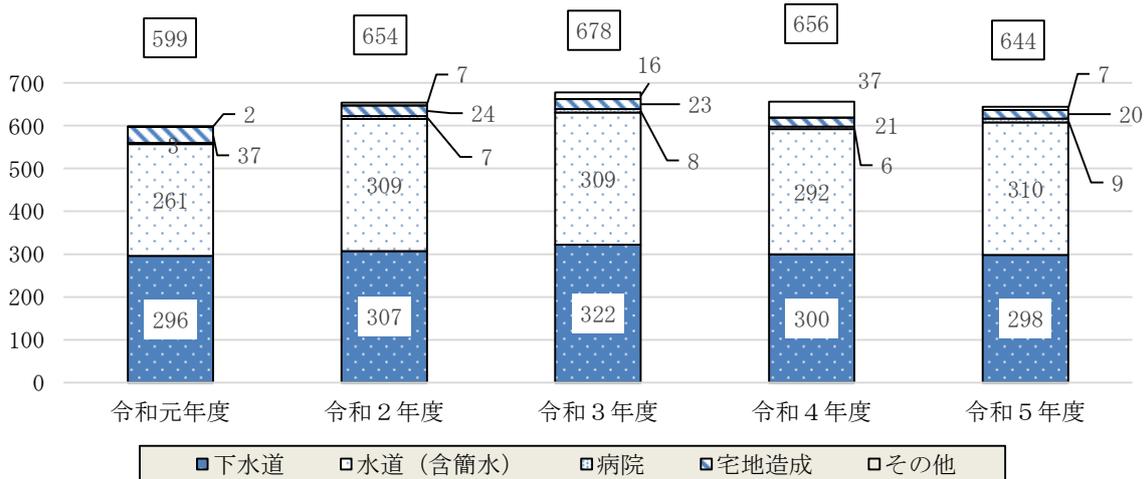
<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

事業名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	対前年度増減額 (C)=(B)-(A)	対前年度増減率 (C)/(A)×100
法適用企業	水道	26,136	30,877	30,931	29,203	30,958	1,755	6.0
	工業用水道	69	59	73	58	112	54	93.1
	電気	0	0	0	0	5	5	-
	病院	318	709	789	618	862	244	39.5
	下水道	11,235	28,245	30,481	28,752	29,520	768	2.7
	小計	37,758	59,890	62,274	58,631	61,457	2,826	4.8
法非適用企業	下水道	18,383	2,477	1,747	1,204	289	△ 915	△ 76.0
	市場	93	574	470	258	499	241	93.4
	観光施設	0	0	0	0	0	0	-
	宅地造成	3,671	2,385	2,291	2,127	2,027	△ 100	△ 4.7
	駐車場	0	17	618	740	97	△ 643	△ 86.9
	介護サービス	0	86	441	2,606	10	△ 2,596	△ 99.6
	小計	22,147	5,539	5,567	6,935	2,922	△ 4,013	△ 57.9
合計	59,905	65,429	67,841	65,566	64,379	△ 1,187	△ 1.8	

(注)建設投資額とは、資本的支出のうち建設改良費である。

<過去5年間の推移>



5 企業債現在高

- ・ 企業債現在高は、6,320 億円で、前年度に比べ 136 億円 (2.1%) 減少している。
- ・ 事業別にみると、下水道事業 (法適用+法非適用) が 4,194 億円で最も多く、次いで水道事業 (含簡易水道) 1,875 億円、病院事業 142 億円の順となっている。

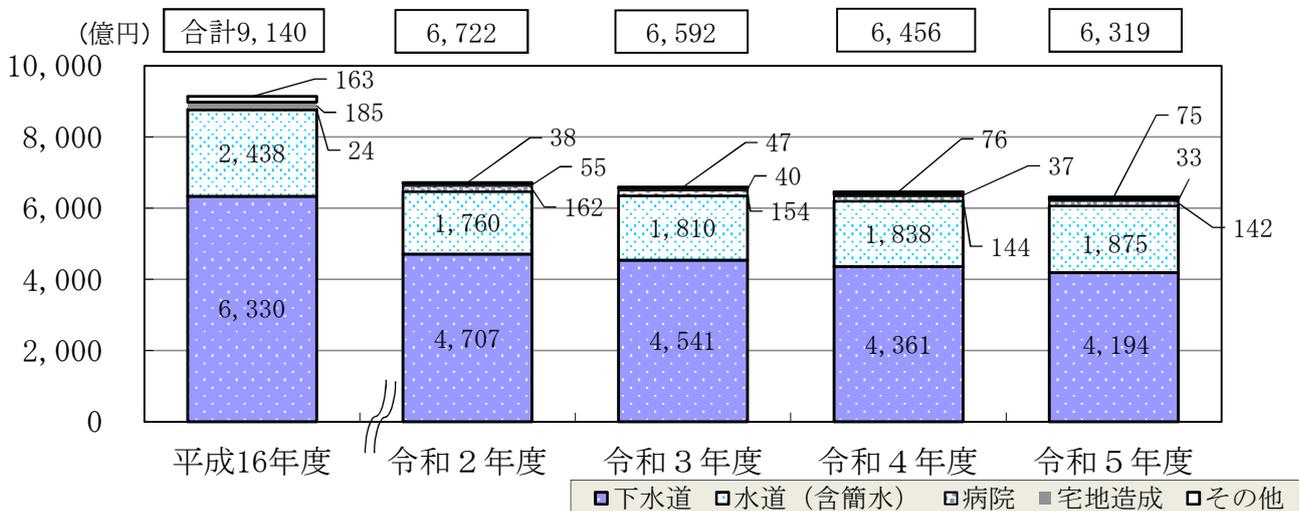
<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

事業名		平成16年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度増減額	対前年度増減率
					(A)	(B)	(C)=(B)-(A)	(C)/(A)×100
法適用企業	水道	238,751	176,040	181,033	183,831	187,474	3,643	2.0
	工業用水道	4,972	1,510	1,358	1,184	1,032	△ 152	△ 12.8
	電気	0	558	507	456	405	△ 51	△ 11.2
	病院	2,423	16,199	15,388	14,365	14,225	△ 140	△ 1.0
	下水道	28,066	422,063	409,513	400,759	400,168	△ 591	△ 0.1
	観光施設	362	0	0	0	0	0	-
	小計	274,574	616,370	607,800	600,594	603,303	2,709	0.5
法非適用企業	簡易水道	5,043	0	0	0	0	0	-
	下水道	604,884	48,638	44,578	35,338	19,225	△ 16,113	△ 45.6
	市場	3,398	1,366	1,564	1,582	1,666	84	5.3
	と畜場	817	0	0	0	0	0	-
	観光施設	1,167	0	0	0	0	0	-
	宅地造成	18,450	5,526	3,954	3,674	3,340	△ 334	△ 9.1
	駐車場	5,190	269	786	1,374	1,443	69	5.0
	介護サービス	346	93	522	3,020	2,983	△ 37	△ 1.2
	小計	639,295	55,891	51,405	44,988	28,657	△ 16,331	△ 36.3
合計	913,869	672,261	659,205	645,582	631,960	△ 13,622	△ 2.1	

(注) 企業債とは、地方公営企業の建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債をいう。

<過去5年間の推移>



6 他会計繰入金

- ・ 他会計繰入金は、464 億円で、前年度に比べ 12 億円 (2.6%) 減少している。
- ・ 繰入金の内訳は、収益的収入への繰入金が 326 億円 (70.3%)、資本的収入への繰入金が 138 億円 (29.7%) となっている。
- ・ 事業別にみると、下水道事業 (法適用+法非適用) が 384 億円で最も多く、次いで水道事業 (含簡易水道) 31 億円、宅地造成事業 24 億円の順となっている。

<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

事業名	年度	令和 5 年度				令和 4 年度 (B)	対前年度比較	
		(A)	構成比	(A)のうち収益的収入への繰入金 ()内基準外繰入	(A)のうち資本的収入への繰入金 ()内基準外繰入		増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
法適用企業	水道	3,098	6.7	1,571 (1,073)	1,527 (601)	3,773	△ 675	△ 17.9
	工業用水道	149	0.3	56 (56)	93 (91)	133	16	12.0
	電気	0	0.0	0 (0)	0 (0)	0	0	-
	病院	1,924	4.1	1,260 (373)	664 (138)	2,140	△ 216	△ 10.1
	下水道	35,943	77.4	27,331 (7,859)	8,612 (5,675)	34,526	1,417	4.1
	小計	41,114	88.5	30,218 (9,361)	10,896 (6,505)	40,572	542	1.3
法非適用企業	下水道	2,431	5.2	1,718 (214)	713 (532)	4,260	△ 1,829	△ 42.9
	市場	96	0.2	5 (0)	91 (56)	78	18	23.1
	観光施設	0	0.0	0 (0)	0 (0)	0	0	-
	宅地造成	2,392	5.2	348 (347)	2,045 (2,045)	2,421	△ 29	△ 1.2
	駐車場	10	0.0	0 (0)	10 (0)	10	0	0.0
	介護サービス	390	0.8	344 (344)	46 (46)	316	74	23.4
	小計	5,319	11.5	2,415 (905)	2,905 (2,679)	7,085	△ 1,766	△ 24.9
合計	46,433	100.0	32,632 (10,265)	13,801 (9,183)	47,657	△ 1,224	△ 2.6	

(注) 他会計繰入金

公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、一般会計等から繰入(負担・補助等)を行っている場合がある。運用上の基準として総務省から繰出金に関する通知が出され、一般会計等が負担等するべき経費や基準等が示されている(令和5年4月3日付け総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について(通知)」)。

- ・ 基準内繰入金: 地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準に基づく繰入金。
- ・ 基準外繰入金: 地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準に基づかない繰入金(例: 収支不足の補てん等)。